

京都市告示第38号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成16年4月1日から平成17年3月31日まで、財団法人京都市体育協会を京都市公金収納受託者とし、京都市体育館の使用料（京都市スポーツ情報提供システムに係る使用料を除く。）の徴収事務を委託します。

平成16年4月1日

京都市長 榎本 頼 兼

（文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課）